

法に基づく重大事態調査組織のイメージ

平常時

いじめ問題対策連絡協議会

- ・地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

(法第14条第1項)

教育委員会の附属機関 ☆

- ・教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づき地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにする必要があるとき、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(法第14条第3項)

重大事態発生時

学校又は学校の設置者の置く調査組織 ☆

- ・学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(法第28条第1項)

市長の附属機関

- ・学校又は学校の設置者の置く調査組織から報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があるとき、認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(法第30条第2項)

※法とは、いじめ防止対策推進法をいう。
※星印(☆)の組織は、同一の組織で兼ねることができる。